

# 内規

## 柏楽園ふるさと会館管理運営に関する規則

- 第 1 条 規則の第 4 条の鍵は、館長の管理とする。  
但し、館長は予め指名する者に、その管理を委託することができる。
- 第 2 条 規則第 7 条以外の使用料は、使用目的別に次の通りである。
1. 葬儀に関わる使用については、一切で（2 日間）2 万円とする。  
(慶弔時の備品借用代を含む)
  2. 政治活動に関わる集会等の使用については、1 回につき 1 万円とする。  
但し、政治活動については、第 8 条 2 項に示された柏市選挙管理委員会  
が認めたものに限定する。
  3. 規則第 7 条 2 項の利用時間区分毎の使用料金は、次の通りとする。  
洋間、和室とも一区画一時間帯 5 0 0 円とする。
- 第 3 条 規則第 9 条の什器・備品の貸出しは、次の要領で行う。
1. 什器・備品等の貸出しは、原則として無料とする。
  2. 借用書は、什器・備品等の借用に当たっては、員数等を確実に把握し、  
返却時には員数等を確認の上、所定の位置にもどすものとする。
  3. 返却時には、原則として館長の定める管理者の確認を受けること。
- 第 4 条 この内規の改廃は、運営委員会で原案を作成し、町会の総会または班長会で審議し決定する。

### 付 則

1. 本内規は、平成 6 年 4 月 10 日から適用する。
2. 本内規は、平成 6 年 6 月 12 日に一部改訂し、同日から適用する。
3. 本内規は、平成 15 年 6 月 1 日に一部改訂し、同日から適用する。
4. 本内規は、平成 18 年 6 月 1 日に一部改訂し、同日から適用する。

